

稲沢市産業会館の指定管理者候補者の選定結果について

1 施設の名称

稲沢市産業会館

2 申請団体数

1 団体

3 選定方法

- (1) 当該団体から提出された申請書類（事業計画書、収支計算書等）の内容について、施設所管課による第1次審査（書類審査）の後、稲沢市産業会館・祖父江斎場指定管理者候補者選定委員会において、当該団体が指定管理者として適当かどうか、選定審査基準に基づき審査を行い、選定した。
- (2) 今回の選定にあたっては、次の理由から非公募とし、産業会館に限定して審査を行った。
- ア 昭和55年の開館当初から、平成18年4月1日の指定管理者制度への移行後においても、産業会館の管理を安全、円滑に行ってきた実績があること。
- イ 管理運営に支障がない範囲で最大限臨時職員対応をし、光熱水費の節約に努めるなど、経費削減のため努力していること。また、商工会議所法等に基づく独自の産業振興活動を行うための人員も配置しているため、職員配置や施設運営面において安定的かつ弾力的な管理が可能であり、効率的な運営がなされていること。
- ウ 開館から33年間、2,100名にのぼる稲沢商工会議所の会員の活動拠点としても機能しており、産業会館の設置目的を効果的に達成するための公共的な窓口として定着していること。

4 選定審査基準

- (1) 審査配点表（選定委員会委員1人あたり）

審 査 項 目	得 点 (上限)	
1 利用者の平等な利用を確保することができるものであるか (平等利用の確保)	利用者の平等な利用の確保	10点
	利用者に対するサービスの向上	30点
2 施設の効用を最大限に発揮するものであるか (施設の効用発揮)	40点	
3 施設管理を安定して行う物的・人的能力を有していること (安定経営能力)	施設の適切な維持管理	20点
	経営の健全性	20点
小 計 ①	120点	
4 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか (管理経費の縮減)	20点 ※下記計算式により算出	
小 計 ②	20点	
合 計 (小 計 ① + ②)	140点	

※「管理経費の縮減」は、次の式により算出する。

$$\text{評価点} = (\text{指定管理料算定参考額} - \text{提案額}) \div \text{指定管理料算定参考額} \times 100$$

⇒ 指定管理料算定参考額に対して、1%削減するごとに1点加算する計算式

- ・算出結果の小数点第2位を四捨五入し評価点とする。
- ・算出結果が「評価点>配点」の場合は、「評価点=配点」とする。
- ・経費の縮減が利用サービスの低下を招いている場合は、0点とする。

(2) 選定条件について

「管理経費の縮減」に関する項目を除いた委員5人の小計①の合計が、得点（上限）の合計（600点）の6割（360点）未満の場合は、指定管理者の候補者に該当しないものとする。

5 選定結果

審査項目		申請団体	稲沢商工会議所
1 平等利用の確保	利用者の平等な利用の確保		43点
	利用者に対するサービスの向上		120点
2 施設の効用発揮			168点
3 安定経営能力	施設の適切な維持管理		91点
	経営の健全性		90点
小計①〔600点〕			512点
4 管理経費の縮減			0点
小計②〔100点〕			0点
合計（小計①+②）〔700点〕			512点
選 定 理 由		<p>提出された申請書類（事業計画書、収支計算書等）の内容について、当該団体から説明を受け、質疑を行い、審査項目に沿って採点する方法で選定審査を行った。その結果、得点数合計が小計①の6割（360点）を上回り、選定条件を満たした。</p> <p>また、当該団体は、今日まで当該施設を指定管理者として適切に管理してきた実績があり、引き続き安定かつ適正な業務の遂行が期待できること、施設の設置目的である商工業者の産業振興を図るために適した人員を配置しており、安定的で弾力的な管理が可能なことを評価し、候補者として選定したもの</p>	

6 指定管理者候補者

団体の名称：稲沢商工会議所

所在地：稲沢市朝府町15番12号

7 選定委員会委員

伊藤 義英	元愛知県職員
長屋 和利	税理士
篠田 智徳	稲沢市市長公室企画政策課長
石原 康夫	稲沢市経済環境部商工観光課長
牛田 隆治	稲沢市経済環境部環境施設課長

8 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

9 選定の経過

- 募集要項等の配布 平成25年8月1日から8月9日まで
- 申請書類の受付 平成25年8月26日から9月6日まで
- 第1次審査（書類審査） 平成25年9月9日から9月20日まで
- 指定管理者候補者選定委員会 平成25年10月7日